

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月 日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府舞鶴市字北吸1044		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 舞鶴市 舞鶴市長 鴨田 秋津			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	363 台	0 台	14 台	15 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	56 台	0 台	2 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	59.18	キログラム	0.28	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	12.05	キログラム	0.2	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄の記録を一覧にまとめ、担当者が随時情報を追加するなど、適切に管理している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	事業所で管理しているエアコンに対して、使用が増加する期間の前に必要に応じて試運転を実施し、異音の発生等がないか確認した。			
	廃棄時	管理する冷媒用代替フロン使用製品を適切に廃棄するため、第一種特定製品の廃棄時に遵守すべき項目を必要に応じて確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を導入できないか、検討する。				
特記事項	—				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。